

伊勢原市告示第27号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条第3項（同令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公表の方法を次のとおり定める。

令和7年3月1日

伊勢原市長 萩原鉄也

インターネットを利用して閲覧に供する方法によることとし、伊勢原市ホームページ（<https://www.city.isehara.kanagawa.jp/>）において公表する。

附 則

この告示は、令和7年3月1日から施行する。